

資格外活動許可申請書（私費外国人留学生用）

同志社女子大学 国際部長 斎藤 宏充様

		提出日		年	月	日
氏名			国籍			
学籍番号						
しかくがいかつどう ひつよう 資格外活動を必要 とする理由・目的 (にほんご えいご 日本語または英語)						

貴学に資格外活動(アルバイト)許可を申請するにあたり、以下の点を理解し、遵守します。

- ①同志社女子大学による資格外活動許可が下りた後、資格外活動(アルバイト)開始前に必ず入国管理局へ出向き、資格外活動許可申請を行うこと。
- ②資格外活動で認められる就業時間は、通常学期中は1週間につき28時間以内であること。長期休暇(夏期・冬期・春期休暇)期間中のみ週40時間・1日8時間以内の就業が可能であること。
- ③風俗営業関連(クラブ、スナックやパチンコ店等)での資格外活動(アルバイト)は禁止されていること。
- ④無許可で、あるいは許可された条件に違反して資格外活動(アルバイト)をすると、処罰や強制送還の対象になり、このような留学生を雇用する者も共犯者として処罰されること。
- ⑤資格外活動(アルバイト)先が決定後に、速やかに勤務先名称・所在地・連絡先電話番号・職務内容等を国際部に申し出ること。